

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション 契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている介護予防通所・通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	神田裕大
代表者氏名	神田裕大
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県蒲郡市一色町西山 6-1 連絡先:0533-58-3030
法人設立年月日	2021年6月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	かんだ通所リハビリ ぼちぼち
介護保険指定 事業所番号	2313301836
事業所所在地	愛知県蒲郡市一色町西山 6-1
連絡先 相談担当者名	0533-56-7110 通所リハビリ担当:中村洋一
事業所の通常の 事業の実施地域	蒲郡市、幸田町、西尾市の一部(幡豆町、吉良町)
利用定員	17名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態・要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションを提供すること。
運営の方針	要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指すものとする。 事業実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、地域の保健医療福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日・休日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土曜日とする。ただし、国民の休日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日、その他当事業所が定めた休業日を除く
営業時間	8:30~17:30 (木・土は 8:30~12:30)

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月~土曜日
サービス提供時間	1 単位目 9:00~10:10 2 単位目 10:30~11:40 3 単位目 13:30~16:40(月・火・水・金)

(5) 事業所の職員体制

管理者	神田裕大
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者 (又は管理者代行)	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。	常勤兼務 1名
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という)又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という)若しくは介護職員	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。 3 通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 4 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況の把握及びその評価を診療記録に記載します。また必要に応じて通所リハビリテーション計画の変更を行います。	常勤専従 5名 (内訳) 作業療法士 1名 理学療法士 1名 介護福祉士 1名 リハビリ トレーナー (介護職員) 2名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所リハビリテーション 計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、居宅前までの進入が不適応な場合は居宅近辺の指定場所からの送迎となります。
日常生活の 支援	排泄、更衣の介助	介助が必要な利用者に対して、トイレにおける排泄の介助、更衣の介助を行います。※オムツ交換は実施しません
	移乗、移動の介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動や移乗の介助を必要に応じて行います。
リハビリ テーション	日常生活動作の 改善に向けた練習	利用者の能力に応じて、基本動作、歩行、排泄、更衣などの日常生活動作の改善に向けた練習を個別的行います。
	集団での体操	利用者の能力に応じて体操やレクリエーションを集団的に実施します。
	器械・器具等を使用 した運動	理学療法士、作業療法士もしくは介護職員が専門的知識に基づき、利用者の目標と能力に応じた、器械・器具等を使用した運動を実施します。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他、利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
通所リハビリテーション利用料【地域区分 7級地:10.17】

○要支援の方

	要支援区分	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
養	<input type="checkbox"/> 要支援1	23,066円 (2268単位)	2,306円	4,613円	6,919円
	<input type="checkbox"/> 要支援2	42,999円 (4228単位)	4,299円	8,599円	12,899円

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行なった場合、要支援1は120単位(1割負担122円、2割負担244円、3割負担366円)、要支援2は240単位(1割負担244円、2割負担488円、3割負担732円)を1月につき減算します。
ただし、利用を開始した日の属する月から起算して12月目にリハビリテーション会議を開催し、その後も3か月に1回以上のリハビリテーション会議を開催する場合には減算しません。

○加算・減算項目(1回につき)

	項目	利用料	自己負担額 (1/2/3割)	備考
<input type="checkbox"/>	口腔栄養スクリーニング加算(I)	203円	20/40/60円	6月に一回を限度
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	6,000円	600/1,200/ 1,800円	病院や診療所を退院する利用者に対し、通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った際に算定する

○加算・減算項目(1月につき)

	項目	利用料	自己負担額 (1/2/3割)	備考
<input type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算	406円	40/80/120円	1月につき一回
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	2,440円	244/488/ 732円	65歳の誕生日前々日までが対象
<input type="checkbox"/>	生活行為向上 リハビリテーション実施加算	5,715円	571/1,143/ 1,714円	サービスの開始した月から6月以内の期間に算定

○要介護の方

	要介護区分	1回あたりの 利用料	1回あたりの自己負担額			
			1割	2割	3割	
糞	要介護1	<input type="checkbox"/> 1時間以上2時間未満	3,752円	375円	750円	1,125円
		<input type="checkbox"/> 3時間以上4時間未満	4,942円	494円	988円	1,482円
	要介護2	<input type="checkbox"/> 1時間以上2時間未満	4,047円	404円	809円	1,214円
		<input type="checkbox"/> 3時間以上4時間未満	5,746円	574円	1,149円	1,723円
	要介護3	<input type="checkbox"/> 1時間以上2時間未満	4,362円	436円	872円	1,308円
		<input type="checkbox"/> 3時間以上4時間未満	6,539円	653円	1,307円	1,961円
	要介護4	<input type="checkbox"/> 1時間以上2時間未満	4,657円	465円	931円	1,397円
		<input type="checkbox"/> 3時間以上4時間未満	7,556円	755円	1,511円	2,266円
	要介護5	<input type="checkbox"/> 1時間以上2時間未満	4,993円	499円	998円	1,498円
		<input type="checkbox"/> 3時間以上4時間未満	8,563円	856円	1,712円	2,568円

○加算・減算項目(1日につき)

	項目	利用料	自己負担額 (1/2/3割)	備考
<input type="checkbox"/>	理学療法士等体制強化加算	305円	31/61/91円	所要時間1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおいて、理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上加配して実施した日数
<input type="checkbox"/>	リハビリテーション提供体制加算	122円	12/24/36円	3時間以上4時間未満のみ
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	610円	61/122/183円	65歳の誕生日前々日までが対象
<input type="checkbox"/>	短期集中個別リハビリテーション実施加算	1,118円	111/223/335円	個別リハビリテーションを実施した日数 退院(退所)日又は介護認定日から起算して3月以内
<input type="checkbox"/>	認知症短期集中リハビリテーション加算(I)	2,440円	244/488/732円	退院(退所)日又は介護認定日から起算して3月以内 1週間に2日を限度
<input type="checkbox"/>	移行支援加算	122円	12/24/36円	
<input type="checkbox"/>	送迎減算	片道 -477円	片道 -47/-95/-143円	送迎を実施しない場合算定

○加算・減算項目(1回につき)

	項目	利用料	自己負担額 (1/2/3割)	備考
<input type="checkbox"/>	口腔栄養スクリーニング加算(I)	203円	20/40/60円	6月に一回を限度
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	6,000円	600/1,200/ 1,800円	病院や診療所を退院する利用者に対し、通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った際に算定/初回利用時の一回

○加算・減算項目(1月につき)

	項目	利用料	自己負担額 (1/2/3割)	備考
<input type="checkbox"/>	リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	6,030円	603/ 1,206/1,809 円	同意月から6月以内
<input type="checkbox"/>		2,776円	277/555/ 832円	同意月から6月を超えた期間
<input type="checkbox"/>	※リハビリテーション計画について 事業所の医師が利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を 得た場合	2,745円	274/549/ 823円	1月につき加算する
<input type="checkbox"/>	生活行為向上 リハビリテーション実施加算	利用開始 6月以内 12,712円	1,271/2,542 /3,813円	リハビリテーションマネジメント加算を算定していること
<input type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算	406円	40/80/120円	1月につき一回

※ リハビリテーションマネジメント加算とは医師、理学療法士、その他の職種が共同して、利用者ごとの通所リハビリテーション実施計画を作成します。当該計画に従い、理学療法士等がリハビリテーションを行い定期的に記録します。理学療法士等は当該計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。また、理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行います。

※ 短期集中リハビリテーション加算とは退院・退所日、要介護認定日から起算して3ヵ月以内の期間に、1週間におおむね2日以上、一日当たり40分以上、リハビリテーションを実施します。

※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)は、認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、集中的な個別リハビリテーションを20分以上実施する際に算定します。

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及びその手段をサービス計画に定め、利用者の有する能力の向上を支援した場合に生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定します。生活行為向上リハビリテーション実施加算は、サービス計画に基づくサービスの開始した月から6月以内の期間に算定します。

4 その他の費用について

①送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。体調不良等でお休みされる場合もご連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。	
	ご利用日の前日 17:30 まで	キャンセル料は不要です
	ご利用日の当日	1,000 円を請求いたします。
③おむつ代	実費にて請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後にお渡しします。</p>
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 自動口座引き落としとさせていただきます(ご指定の金融機関口座から月1回引き落としとします)。利用料金は月末締めとなります。口座からの引き落としは、ご利用月の翌々月の 6 日となります。(6 日が土・日曜日、祝祭日の場合は翌銀行営業日に引き落としとなります)</p> <p>イ 請求書・領収書等のお知らせは毎月 15 日前後にお渡しいたします。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防通所・通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「介護予防通所・通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「介護予防通所・通所リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防通所・通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 介護予防通所・通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	鈴木 康行
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 ハラスメントの防止対策

当事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (6) 感染症防止に関する専任担当者を配置します

感染症防止に関する担当者	中村 洋一
--------------	-------

10 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	続柄	
	電話番号	

主治医	病院名	
	医師名:診療科	
	電話番号	

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防通所・通所リハビリテーションの提供により、万が一事故が発生した場合、事業所で定められているマニュアルに従い対応させていただきます。

なお事業者は、損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

15 心身の状況の把握

介護予防通所・通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 介護予防通所・通所リハビリテーションの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防通所・通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供等の記録

- ① 介護予防通所・通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者 (防火管理者)	鈴木 康行
------------------------	-------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期:(毎年2回 6月・12月)

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した介護予防通所・通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

サービスに関する相談、要望、苦情などは従業員か下記窓口までお申し出ください。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 かんだ通所リハビリ ぼちぼち 担当者 中村洋一	所在地:愛知県蒲郡市一色町西山 6-1 電話番号:0533-56-7110 受付時間:8:30~17:30 (木・土は 8:30~12:30)
【市町村(保険者)の窓口】 蒲郡市市民福祉部長寿課	所在地:愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号 電話番号:0533-66-1105 F A X:0533-66-3130
【公的団体の窓口】 愛知県国保連合会介護福祉室内 苦情相談室	所在地:名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館南館 7 階 電話番号:052-971-4165 F A X:052-962-8870 受付時間:月から金曜日の 9 時~17 時まで

20 サービスの終了方法

- (1) ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
 - ① サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
 - ② ご利用者様の病状の急変や急な入院などやむを得ない理由がある場合は、なるべくお早めにご連絡ください。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ① 人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前迄に、文書にて通知致します。
- (3) 自動終了
 - ① 自己都合および入院、入所などで1ヶ月以上経過した場合
 - ② ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ③ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ④ ご利用者様がお亡くなりになった場合や、介護保険の被保険者資格を喪失された場合
- (4) その他
 - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、ご利用者様は即座にサービスを終了することができます。
 - ② ご利用者様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月分以上滞納し、料金をお支払いいただくよう催告したにも関わらず1ヶ月以内に支払われない場合、またはご利用者様やご家族様などが事業所や従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(暴力、わいせつ、いわれのない誹謗中傷等)を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
 - ③ 天災(台風・地震・津波・積雪・凍結)等の災害で、特別警報・暴風警報が発令された場合に、事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合など当法人の災害対策マニュアルに準じて中止又は中断させていただく場合があります。
 - ④ 感染症においてご利用者様・ご家族様、従業者が罹患した場合はサービスを中止又は中断させていただく場合があります。

21 送迎に関する事項

送迎サービスを円滑に行うために、皆様には以下の事項についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 送迎方法

原則、ご自宅の玄関から当施設の玄関までの送迎となります。送迎時間に間に合うようにご準備いただきお待ちいただきますようお願いいたします。

(2) 送迎時間

送迎時間については、交通事情や同乗者の状況等により、時間の変動が生じる可能性があります。やむを得ない事情で、予定時間に20分以上の遅延が予測される際には電話連絡をさせていただきます。

(3) 送迎経路および順番

送迎の経路および順番は安全性を考慮して決定しています。よって、日によって送迎経路や順番に変動する可能性があります。

(4) 送迎車内の対応

送迎時の座席配置は、同乗者の心身機能や健康状態、送迎経路等の要因で日によって変動する可能性があります。

安全のため、車内はシートベルトの着用をお願いいたします。

感染予防対策のため、車内は原則マスクの着用をお願いいたします。

(台風時の送迎について)

台風におけるご利用者様の送迎時の安全を守るため、下記の対応についてご理解のほどよろしくお願いいたします。

暴風警報(愛知県全域・愛知県東部・東三河)発令中には原則暴風圏内での施設送迎は実施しません。強風圏では路面状況等を勘案し送迎します。

(1) 送迎車出発前に暴風警報が発令されている場合

当日の朝7:30を過ぎても暴風警報が発令されている場合は、当日のお迎えは中止します。また、施設到着後に解除される場合は路面状況等を勘案して施設送迎を検討します。サービス終了後も解除されていない場合はご家族によるお迎えをお願いいたします。

(2) 送迎中に暴風警報が発令した場合

送迎中の安全状況を判断して中止もしくは継続の判断を行いご連絡します。

(3) 施設到着後に暴風警報が発令された場合

警報が発令した段階で、できる限り早めにご家族によるお迎えをお願いいたします。ただし、ご家族がご不在の場合は連絡が可能となるまで当施設にてお過ごしいただきます。

なお当施設にて安全に送迎が可能と判断できる場合は、送迎にてご自宅へお送りします。

(4) その他、道路の冠水や河川の増水、冬季の積雪や路面凍結により、安全な送迎が困難と判断した場合は、送迎を中止することがあります。ご了承ください。

22 利用時の危険性について

利用者が快適な時間を過ごされるように、安全な環境づくりに努めていますが、利用者の有する疾患および心身機能や健康状態にともない、下記の危険性がともなうことを十分にご理解いただきますようお願いいたします。

- 椅子や車椅子からの立ち上がりや歩行時の転倒等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 加齢に伴い骨の強度は弱くなり、急激な動作や転倒転落で骨折する恐れがあります。
- 加齢に伴い皮膚は脆弱となり、少々の摩擦や接触でも皮膚剥離等の皮膚トラブルが生じやすい恐れがあります。
- 加齢に伴い血管は脆弱となり、少々の打撲で皮下出血が生じる恐れがあります。
- 脳血管疾患や循環器疾患等により、運動中に体調の急変を生じる恐れがあります。
- 加齢等による影響で、水分や食事を飲み込む力(嚥下機能)が低下していることがあります。休憩時の水分摂取等で誤嚥を生じる恐れがあります。
- 利用者の不注意などによる、骨折・外傷・誤嚥等で治療が必要となった場合に発生する治療費や交通費は自己負担となります。
- 訓練以外の施設内階段のご利用はお断りをしています。ご自身の判断による階段等の危険箇所の利用や無断外出によって生じた事故については、当施設では一切の責任を負いません。

附則 この改定規定は令和4年4月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和4年8月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和5年5月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和6年6月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和6年8月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和7年3月1日から施行する。

附則 この改定規定は令和7年4月1日から施行する。